

事 務 連 絡
令和8年3月31日

一般社団法人青森県自動車会議所 様

青森県財務部税務課
総務・企画グループマネージャー

令和8年度税制改正に係る青森県県税条例の一部を
改正する条例について（通知）

令和8年度税制改正を行うための地方税法等の一部を改正する法律案が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日に施行することとされたことから、同日に自動車税環境性能割が廃止されました。

これに伴い、青森県県税条例の一部を改正する条例を令和8年3月31日に公布し、令和8年4月1日に施行することとしましたので、別添のとおり県報を送付します。